平成２５年（フ）第３３９号
神戸市垂水区星陵台５丁目７番37号
債務者　武田　秀樹
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５１号
青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字相原269番地１
債務者　斎藤　輝樹
1　決定年月日時　平成25年８月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月24日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２５年（フ）第８３号
山口市阿知須3797番地１　ドミール渡辺102号
債務者　別府　佳子（旧姓久野）
1　決定年月日時　平成25年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１３４７号
愛知県知多郡美浜町新栄２丁目４番地18　中棟号
債務者　佐藤　国秋
1　決定年月日時　平成25年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２７４５号
大阪府枚方市伊加賀西町２番２―1504号
債務者　明田　和大
1　決定年月日時　平成25年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３１６５号
大阪市此花区伝法６丁目３番３―924号
債務者　前嶋　忠勝
1　決定年月日時　平成25年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３２６９号
大阪府豊中市長興寺北３丁目５番17―103号
債務者　岡下　正樹
1　決定年月日時　平成25年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３８０１号
大阪市東住吉区西今川３丁目４番８号
債務者　唐婦公美子
1　決定年月日時　平成25年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３８０７号
大阪府寝屋川市三井が丘２丁目７番４―502号
債務者　山口　弘治
1　決定年月日時　平成25年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３８１５号
大阪府茨木市春日４丁目９番16号植田アパート10号
債務者　登日　由唯
1　決定年月日時　平成25年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３８１７号
大阪市西成区萩之茶屋３丁目８番10号　カトレアハイツ103号
債務者　宮田喜久子
1　決定年月日時　平成25年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３８１８号
大阪市平野区平野南１丁目４番８号　丸和ハイツ４－Ｂ
債務者　権野　良昭
1　決定年月日時　平成25年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３８２０号
大阪市平野区長吉長原西１丁目５番27号コスモハイツＢ206
債務者　淺井　新次
1　決定年月日時　平成25年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２３２号
函館市鍛治１丁目48番28号
債務者　二瓶　幸男
1　決定年月日時　平成25年８月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第１４５号
千葉県四街道市千代田５丁目47番６号
債務者　木原　良章
1　決定年月日時　平成25年８月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第１５０号
千葉県佐倉市上志津1076番地16
債務者　滝沢　　清
1　決定年月日時　平成25年８月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第１５１号
千葉県佐倉市上志津1076番地16
債務者　町田　容子
1　決定年月日時　平成25年８月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第１５５号
千葉県成田市並木町23番地71
債務者　中山　聖路
1　決定年月日時　平成25年８月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部